

令和2年度

データ関連人材育成プログラム
(D-DRIVE)
公募要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

令和2年8月

< 目 次 >

1. 事業の概要	1
(1) 既存事業の全体像	
(2) 申請対象となる取組	
(3) 目的・課題意識	
(4) 本事業の狙い（問題解決の仮説）	
(5) 支援対象となるプログラム例	
2. 公募の概要	4
(1) 基本スキーム	
(2) 申請	
3. 補助の内容	7
4. 審査	8
5. 申請方法	8
6. 取組の実施	9
7. 留意事項	10
8. 問合せ	10
9. スケジュール（予定）	11

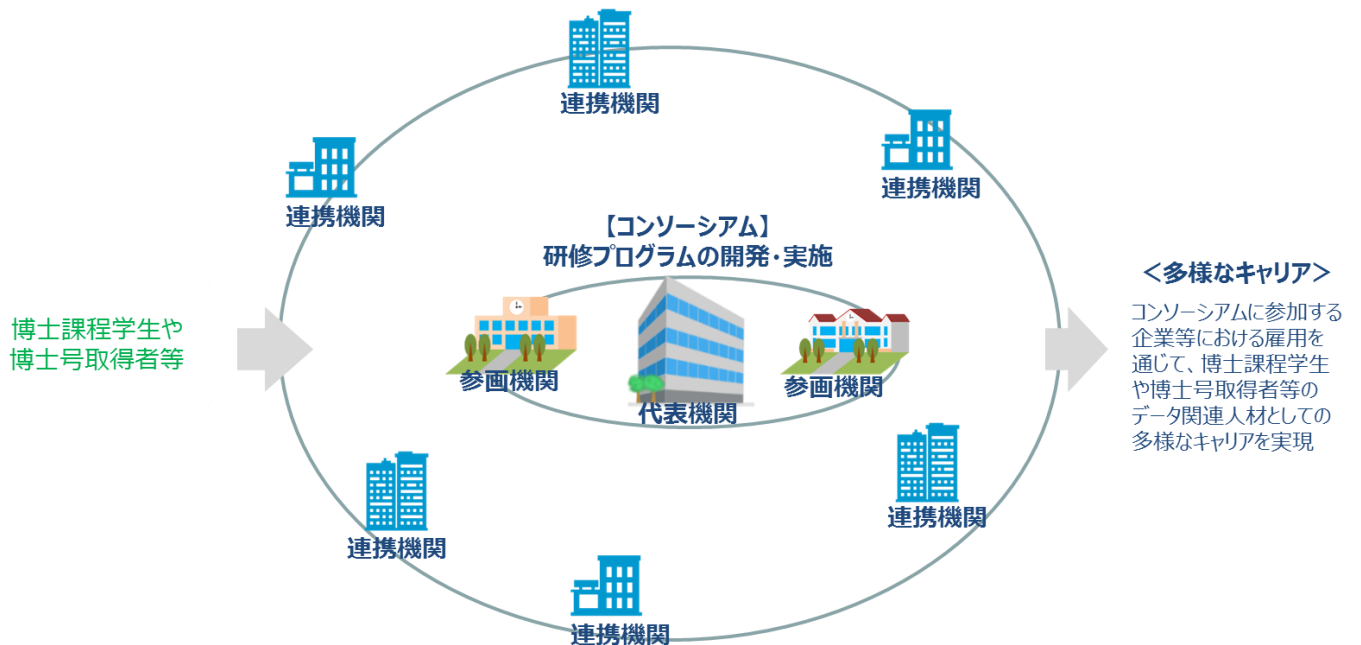
1. 事業の概要

(1) 既存事業の全体像

○「データ関連人材育成プログラム (D-DRIVE)」(以下「本事業」という。)は、現在、あらゆる分野・業種において喫緊に求められているAI、IoT、ビッグデータ、セキュリティ等を高度に駆使する人材(以下「高度データ関連人材」という。)の発掘・育成・活躍促進、ひいてはデータを利活用した未来社会(データ利活用社会)の創造への貢献を目指すものです。

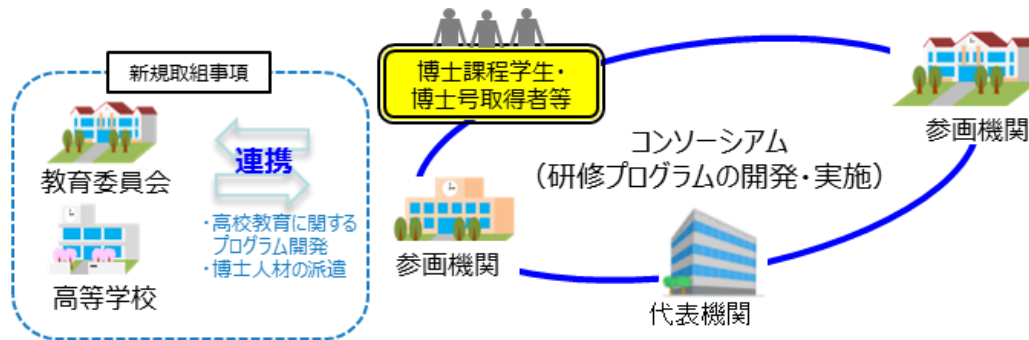
○本事業においては、個別の機関では対応が難しい高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進の仕組みを体系的・発展的に構築するため、これまで様々な大学や企業等がコンソーシアムを形成しています。このコンソーシアムにおいて、博士課程学生や博士号取得者等(以下「博士人材等」という。)に対し、各々の専門性を有しながら、知識やスキル等を習得させるための研修プログラムを実施しているところです。また、この中で、インターンシップやProject Based Learning (PBL)等の実施により、現場に立脚した実践的な研修プログラムを開発し、研修プログラムのみならず、キャリア開発の支援等と合わせ、高度データ関連人材の多様なキャリア形成・開拓に向けた取組を進めているところです。

○本事業は、科学技術人材育成費補助金(以下「本補助金」という。)により、こうした取組を行うためのスタートアップを支援することで、我が国における高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進に関する取組の定着・波及を促すものです。さらには、コンソーシアムや取組の拡大・発展により、それらを様々な分野・業種に広がるデータ利活用社会のエコシステムとして定着させ、我が国の競争力向上に貢献していくことを目指します。



(2) 申請対象となる取組

○今年度は、本事業における既存のコンソーシアムに限らず、博士人材等に対してデータサイエンス等のスキルを取得させる研修プログラムを開発・実施していることを前提に、次代の AI 技術を牽引する高校生の育成など教育分野でも活躍できる人材を育成できるよう、研修プログラムに高等学校教育に関する内容を取り入れる大学を対象とします。



(3) 目的・課題意識

(現状)

○第4次産業革命 (Society5.0) 時代に我が国の競争力を高めていくためには、あらゆる分野・業種における経済社会等の諸活動に、ビッグデータを活用 (AI、IoT の活用やセキュリティ対応を含む) していく必要があります、そのためには、データ関連人材 (特に即戦力の高度データ関連人材) の活躍が必要です。

○現状としては、国内外を問わず、ビッグデータの活用が進んでいる業種 (バーチャルデータを中心に扱う業界) で人材の獲得競争が激しさを増す一方で、その他の業種 (特にバーチャルとリアルをつなぐデータを扱う業界) においても、ビッグデータの収集・活用が模索されているところです。このような状況下においては、いずれの業種においても、ビッグデータの高度な活用に関する知識やスキルに加え、ビジネス等の実社会での活用能力を併せ持つ高度データ関連人材が求められています。

○これに対し、産学官が連携して、IoT スキルセットやデータサイエンティストに関連するスキル標準が整備されつつあるとともに、長期的な視点では、初等中等教育におけるプログラミング教育等や、高等教育における数理及びデータサイエンスに係る教育の強化、社会人の学びなおし (リカレント教育) の推進等の取組が進められています。例えば、理化学研究所 AIP センター等による先端研究開発と連動したトップレベルの人材育成などの取組も行われています。

○また、AI やデータサイエンス分野における人材の裾野を拡げるため、教育段階の早期から外部人材も活用した取組の充実が求められています。

(課題)

○現在、我が国で指摘されている高度データ関連人材の不足は、以下のような原因が複合的に重なっていることから生じていると考えられます。

・これまで我が国の IT 活用は、いわゆるベンダー企業中心に行われており、IT 人材の多くが IT 企業

に所属している。そのため、データが存在するユーザー企業に高度データ関連人材を含む IT 人材が足りず、ビッグデータに関する認知・理解が進んでいないことなどから、データの活用が進んでいない。

- ・研究活動において、データサイエンス、データエンジニアリング等を駆使して、自ら設定した課題に挑戦する経験を有する博士人材等が、高度データ関連人材になりうるポテンシャルを有すると考えられるが、博士人材等を対象とした育成の取組が不足している。
 - ・同時に、継続的に高度データ関連人材を育成し続けるためには、博士人材等を対象とした育成の取組のみならず、次代の AI 技術を牽引する高校生の育成等も必要であるが、高校における課題研究等を指導できる人材が不足している。
- このように、世界基準での高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進が課題となっていることから、例えば、高等学校等において、特別免許状や特別非常勤講師制度等を用いて、博士人材等の知見の活用を図っていくことが重要です。

(4) 本事業の狙い（問題解決の仮説）

- 本事業においては、平成 29 年度から 5 つのコンソーシアムを選定し、上記の課題解決に向けた取組を推進するとともに、博士人材等を対象とした高度データ関連人材の育成に取り組む機関に蓄積された経験・知見を共有し、令和元年度からは成果の横展開を図るための全国的なネットワークの構築を進めているところです。
- 現在、従来の博士人材等を対象とした高度データ関連人材の育成に加えて、次代の AI 技術を牽引する人材の育成が求められており、高等学校等段階での AI、データサイエンス分野に関する教育の充実が必要となっています。
- また、社会が加速度的に変化する中で、学校において育成に求められる力も、それに即応して変化することを踏まえ、地方公共団体(教育委員会)においては、企業等で職業に関する高い技能や豊富な経験を有する者やポストドクターなどの研究者をはじめとする多様な学校外の人材を、特別免許状や特別非常勤講師制度等を用いて、教育現場において活用する取組を推進しているところです。
- 以上を踏まえ、AI・数理・データサイエンスに関する教育について先進的な取組を行う高等学校等と連携し、博士人材等を派遣することにより、高等学校等における探究的な学習を促進するなど、教育分野でも活躍できる高度データ関連人材の育成に資する取組が、次代の AI 技術を牽引する人材を育成する上で重要となります。
- 本事業では、博士人材等に対してデータサイエンス等のスキルを習得させる研修プログラムを開発・実施する大学において、地方公共団体における教育委員会との連携の下、データサイエンス等の専門性を有する博士人材等を対象に特別免許状や特別非常勤講師制度等を活用し、高校における課題研究等を指導できる教員の確保や教育の充実に向けた取組を支援します。

(5) 支援対象となるプログラム例

本補助金による支援対象としては、以下のようなプログラムを想定しています。

- ・ 大学と地方公共団体（教育委員会）が連携し、高度データ関連人材の派遣等により、高等学校段階におけるAI、データサイエンス分野に関する教育の充実を図る取組
- ・ 広く学生や若手研究者を募り、より優秀な人材をターゲットに育成を行い、各々の専門性に加えて高度データ関連の知識やスキルを活用した、特に教育分野へのキャリアパスにつなげる取組
- ・ 特定分野（特に教育分野）における高度データ関連の技術の活用方策等の付与
- ・ 高等学校等における教育課程及び指導法等に関する知識・技能の付与
- ・ 実務経験を積むための高等学校等での実習又は勤務等

2. 公募の概要

(1) 基本スキーム

①概略

本事業の実施に当たっては、我が国における新たな高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進のモデルの構築及び運用を実施していることを前提とします。また、本事業実施の中心的な役割を果たす代表機関である大学と、代表機関と連携してデータサイエンス等の専門性を有する博士人材等を受け入れる連携機関である地方公共団体（教育委員会）から構成されていることを基本とします。なお、必要に応じて、大学を中心として博士人材等を対象に高等学校等における指導計画・指導案・教材の作成や指導方法等に関するプログラム作成や研修を実施する大学等を加えることも可能です。また、本事業の既存コンソーシアムにおける「代表機関」「参画機関」及び「連携機関」（全て大学に限る）が、本事業に申請することも可能です。

選定する大学は、文部科学省において、本事業の審査要領に基づき審査し決定します。

【大学と地方公共団体（教育委員会）の役割分担】

（大学）

- ・ 計画に基づき、博士人材等を対象とした、指導計画・指導案・教材の作成や指導方法・指導技術等の研修プログラムの開発
- ・ 研修プログラムの受講対象者となり得る博士人材等の選抜
- ・ 研修プログラムを受講した博士人材等を高等学校等に派遣し、博士人材等が高等学校等において課題研究（理数探求基礎、理数探求、総合的な探求の時間を想定）等の指導
- ・ 事業での取組に関する広報活動

（地方公共団体（教育委員会））

- ・ 博士人材等を受け入れる高等学校等の選定
- ・ 大学・高等学校等と協力して、普通免許状所有者の指導の下、博士人材等の受入れ
- ・ 特別非常勤講師制度、特別免許状制度等の博士人材等の受入れに当たっての環境整備

②対象機関

代表機関である大学は、博士人材等に対してデータサイエンス等のスキルを習得させる研修プログラムの開発・実施に取り組んでいることを前提とします（ただし、学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学は除く）。また、地方公共団体（教育委員会）との連携を必須とします。

申請にあたり、代表機関である大学は、以下の要件（i～iv）を満たす機関を参画機関として加えて申請することも可能ですが、その場合も地方公共団体（教育委員会）と連携することは必須です。地方公共団体（教育委員会）との連携体制が構築されていれば、一大学単体での申請も可能です。

i. 以下のいずれかに該当すること。

- ・ 大学（ただし、学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学は除く。）
- ・ 大学共同利用機関
- ・ 高等専門学校
- ・ 独立行政法人
- ・ 公設試験研究機関
- ・ 一般社団・財団法人（公益認定を受けている公益社団・財団法人を含む）
- ・ 日本国内に法人格を有する企業等

ii. 補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に該当していないなど、本事業を円滑に遂行するために必要な基盤を有していること。

iii. 訴訟や法令順守上の問題を抱えている機関ではないこと。

iv. 申請する機関の役員が、暴力団等の反社会的勢力の者ではないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。

③補助事業期間

本事業の事業期間は6年間とし、補助金の交付期間は5年間とします。

(2) 申請

①申請の単位

代表機関である大学より申請してください。

一つの大学が他の申請計画と重複して申請することはできません。また、平成 29 年度又は平成 30 年度にデータ関連人材育成プログラムに選定されたコンソーシアムに参画する大学においては、当該コンソーシアムの「代表機関」もしくは「参画機関」の大学単独で申請することも可能です。

②申請者

申請者は代表機関の長とします。

③申請要件

(目標・計画)

次代の AI 技術を牽引する高校生の育成に資する、教育分野でも活躍できる高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進に向けて、目標・計画が具体的に明示されていること。なお、目標・計画には、連携する地方公共団体（教育委員会）における、特別非常勤講師制度等を活用した博士人材等の高等学校等における受入れや、特別免許状を活用した博士人材等の高校教員としての採用など、多様な人材を教育現場で活用する将来的な仕組みの構築に関することを含むこととします。

(連携に当たっての要件)

- ・博士人材等に対するデータサイエンス等のスキル習得に取り組む大学が、地方公共団体(教育委員会)と連携し、高等学校段階での AI、データサイエンス分野に関する教育内容を指導するに当たり必要な能力を身につけさせる研修プログラムを開発・実施する取組であること。
- ・大学が地方公共団体（教育委員会）と協力するための事務体制や経済基盤を有していること。
- ・大学と地方公共団体（教育委員会）の緊密な協働により博士人材等を教育現場で活用する体制を作り上げ、運用を行う取組であること。

(研修プログラムの要件)

- ・原則として、研修プログラムの受講対象者（博士人材等）の選抜がなされること。
- ・データ関連の技術や知識の習得・活用のみならず、高等学校等における指導計画・指導案・教材の作成や指導方法・指導技術の習得等、特に教育分野を含む多様な場での博士人材等の活躍促進を図る研修プログラムを盛り込んでいること。
- ・大学が地方公共団体（教育委員会）と協力して博士人材等を派遣し、高等学校等において課題研究（理数探求基礎、理数探求、総合的な探求の時間など）等の指導に当たるなど実践的な研修内容を含む研修プログラムを開発・実施するものであること。
- ・現実的に運営できる研修プログラムであること。

(定量的要件)

- ・本事業の選定 2 年目以降は、研修プログラムを受講した博士人材等の特別非常勤講師制度等を活用した高校への派遣や、特別免許状を活用した博士人材等の高校教員採用制度を構築した上で、高校への派遣者数と教員採用者数が事業最終年度に累計で 8 名程度以上となることを目指す取組とすること。

(その他の要件)

- ・本事業の選定 1 年目は、研修プログラムの開発並びに地方公共団体(教育委員会)との連携体制を構築すること。

- ・年度ごとに事業計画を策定し、事業期間終了までに達成しようとする具体的な目標を設定すること。
- ・事業期間終了後も、連携する地方公共団体(教育委員会)における、特別免許状を活用した教員採用等の多様な人材を教育現場で活用する仕組みの継続が期待できること。
- ・我が国全体の高度データ関連人材の育成・活躍促進モデルとなることが期待できる取組であること。

④選定予定件数

選定する取組は、1件程度を予定しています。

3. 補助の内容

(1) 補助率・補助上限等

- ・本補助金による大学における研修プログラムの開発・実施経費の補助率は1/2とします。
- ・本補助金による大学における次代を担う高校生の育成に係る経費については、定額補助とします。
- ・本補助金の大学への補助上限額は、各年度当たり3,000万円程度とします。
- ・令和3年度以降の本補助金については、財政事情等により、減額する場合があります。

(2) 補助対象経費

- ・申請内容の実施に必要な経費については、下記6.に基づき、文部科学省から本補助金を大学に交付します。
- ・補助対象となる経費は、高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進に係る取組であり、具体的には以下に例示するものとします。

- 大学において、地方公共団体(教育委員会)との連携体制の運営・実施業務を担当する業務担当者や業務支援者の雇用に係る経費
- 大学における地方公共団体(教育委員会)との連携体制の運営・実施業務に必要な経費(事務所の賃借料、参画機関や連携機関との通信費等)
- 共同で事業を実施する可能性のある機関や、研修プログラムの受講対象者となり得る博士人材等への広報・周知活動のための経費
- 博士人材等に対し、高度データ関連の知識や分析手法に加え教職に必要な能力を身につけさせる研修プログラムの開発・実施に係る経費
- 研修プログラムの受講対象者となり得る博士人材等の選抜のための経費
- 研修プログラムで活用する教材等の購入・利用のための経費
- 研修会場、サーバ等の研修プログラム実施に必要な施設・設備の賃借や利用のための経費
- 高等学校等へ派遣される博士人材等の当該派遣期間に係る人件費、謝金及び交通費

- 高等学校等へ派遣される博士人材等の大学及び派遣先で教育を行うための教材購入費等の活動費
- 地方公共団体(教育委員会)等からのデータ提供や講師等の派遣に係る経費
- 大学における取組についての広報、及び普及・啓発のための経費

- ・上記の補助対象経費において、使用できる経費の種類(費目・種別)は、原則として、別表に示すものとします。

4. 審査

本補助金の交付先選定のための審査は、本事業の審査要領に基づき、本事業の審査業務等を実施するPwCコンサルティング合同会社に設置した「データ関連人材育成プログラム委員会(以下「委員会」という。)」において行います。

審査は、書面審査及び面接審査を行いますが、審査の過程で追加の資料を求める場合があります。審査方法や審査の観点については、「令和2年度データ関連人材育成プログラム審査要領」を参照してください。

選定機関は、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ、決定します。

5. 申請方法

本事業への申請にあたっては、下記の方法で行ってください。

(1) 申請書類

様式1～5を使用してください。

(2) 申請締切

令和2年9月30日(水) 17:00(期限厳守)

(3) 提出方法

申請書類は、PDF形式のファイルに変換していただき、電子メールにて下記(4)に記載の電子メールアドレス宛てに提出してください。なお、郵送・持参・FAXIによる申請書類の提出は受け付けませんが、電子メールでの提出が困難な場合には、御相談ください。

なお、必要に応じて、後日、申請書類の原本を提出していただく場合がありますので、原本は、各機関において適切に保管してください。

- ・送信メールの件名は、「【D-DRIVE】機関名」としてください。
- ・添付ファイル名には「機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、必ずPDF形式のファイルで送信してください。
- ・メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計10MB以下でお願いいたします。なお、容量を超え

る場合は、分割して送信してください。

- ・ 電子メールによる申請書類の到着後、翌日中（土日祝日を除く）に受領通知を送信者に対して電子メールで返信します。電子メール送付から2日以内（土日祝日を除く）に受領通知が届かない場合は、速やかに連絡してください。

(4) 提出先

PwC コンサルティング合同会社

E-Mail: jp_cons_d-drive-mbx@pwc.com

(5) その他

- ・ 用紙サイズはA4縦判、横書きとし、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成することとし、日本語で記載してください。カラーで作成することも可能としますが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。
- ・ 提出された申請に係る書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は認めません。
- ・ 申請に係る書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載があった場合は、選定後においても、選定が取り消されることがあります。この場合、虚偽の記載等を行った実施機関又は実施責任者について、一定期間本事業への参加を制限します（他の競争的資金制度等においても、参加が制限される場合があります）。
- ・ 提出された申請に係る書類は返還しませんので、各機関において控えを保管してください。
- ・ 公平・公正な公募となるよう、公募期間中の問い合わせ及び相談等については文部科学省のウェブサイト等を通じて等しく周知します。
- ・ 選定・不選定に関わらず、選定結果を申請者に対して通知します。選定された機関に対しては、別途、補助金交付申請手続に関する連絡を行います。
- ・ 選定された機関については、文部科学省のウェブサイト等を通じて公表します。

6. 取組の実施

- (1) 選定された代表機関は、本補助金を交付されている実施期間中、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、文部科学省に提出してください。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。
- (2) 本補助金の交付等については、別に定める本補助金の交付要綱等に基づき行います。
- (3) 代表機関は、計画書等に基づき取組を実施するほか、本補助金を交付されている実施期間中、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、本補助金の交付が終了する年度以降も補助事業期間が終了するまでは、毎年度、本事業

に係る取組・成果等のデータを提出して頂く必要があります。また、取組の実施に際し、文部科学省が現地調査の実施などにより、進捗状況を把握します。

- (4) 代表機関は、補助事業期間終了年度の翌年度（7年度目）に、取組の実施状況等に関する成果報告書を速やかに作成し、文部科学省に提出してください。また、本事業に申請した代表機関に対しては、アンケート調査等を実施する場合がありますので、その際は、ご協力願います。
- (5) 成果報告書等に基づき、委員会において、補助事業期間終了年度の翌年度（7年度目）に事後評価を実施します。事後評価に当たっては、書面評価及び必要に応じてヒアリングを行うこととします。また、文部科学省が別途指定する時期（3年度目を想定）に中間評価を予定しています。

7. 留意事項

(1) 補助事業の遂行及び管理

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を代表機関に備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は当該交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

(2) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反した場合には、「補助金の交付をしないこと」や「補助金の交付を取り消すこと」があります。

8. 問合せ

本事業に関する問い合わせ先等は、以下のとおりです。
また、文部科学省のウェブサイトも参照してください。

【問い合わせ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 人材政策推進室

電話：03-6734-4021

E-mail：kiban@mext.go.jp

【文部科学省ウェブサイト】（公募情報、公募要領のダウンロード等）

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/data/index.htm

9. スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| ・ 公募説明会 | : ネット配信 ※詳細は、後日文部科学省ウェブサイトに掲載 |
| ・ 公 募 締 切 り | : 令和2年9月30日 |
| ・ 審 査 | : 令和2年10月 |
| ・ 選定結果の通知・公表 | : 令和2年10月下旬 |
| ・ 交 付 申 請 等 | : 令和2年11月 |
| ・ 交 付 決 定 | : 令和2年11月 |

(別表)

費 目	種 別	備 考
設備備品費		設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。 ※不動産及び不動産附帯設備の購入はできません（定義は機関の規程等によるものとします）。
人件費		雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算定に当たっては、機関の給与規程等によるものとします。
事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。
	国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む）に係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	諸謝金	外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金。 ※謝金の算定に当たっては、機関の謝金支給規程等によるものとします。
	会議開催費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規程等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については補助金からは支出できません。
	通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
	借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。
	雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費。
	委託費	業務の一部の委託に係る経費。
	光熱水費	本事業の実施に必要となる光熱水費。 ※本事業に関係しない光熱水費については、補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。